

柴監告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年10月17日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

記

平成27年度定期監査（平成27年度教育関係施設：財務事務の執行及び財産の管理状況）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成27年12月10日（柴監告示第11号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成29年10月6日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○校庭の排水能力低下について</p> <p>柴田小学校は平成24年に暗渠排水を施した校庭整備が行われ効果を発揮していたが、ことし9月の関東・東北豪雨により校庭が冠水して以降、水はけが悪くなっている。暗渠の目詰まりも考えられるので、原因を究明し対応策を講じていただきたい。</p> <p>船岡中学校及び船迫小学校でも、降雨後に校庭の排水ができないために軟弱になり、使用に支障をきたしている。校庭周囲に排水路の敷設や校庭中央部をかさ上げるなどの要望もあり、対策案を検討する必要がある。</p>	<p>排水不良の状況確認を行い、大雨で冠水した影響により暗渠の目詰まりが起きていると推察され対策を講じる場合、暗渠の再整備も考えられる。大雨時は、校地外からの雨水の流入により、再度同様の現象が起きることが考えられるため、平成28年度実施した駐車場と遊具付近の砂利敷きによる補修のように、当面は学校からの要望を確認し補修を実施していく。</p>	<p>教育総務課</p>

平成28年度 随時監査（平成27年度工事請負・委託等契約（下期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成28年5月12日（柴監告示第3号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成29年10月6日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○小学校電気暖房機点検業務委託料の支払いについて</p> <p>小学校電気暖房機点検業務委託においては、委託料の支払いが著しく遅延し、完了検査後4カ月以上経過していた。業務完了後は速やかに委託料の支払いを行うよう、発注者として努めるべきである。</p>	<p>完了検査後、速やかに請求書の提出を求め、支払い確認を行うよう努める。</p>	<p>教育総務課</p>

平成28年度 財政援助団体等に対する監査（平成27年度補助金等に関する事務）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成28年6月1日（柴監告示第4号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成29年10月6日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○スポーツ競技全国大会等出場助成制度は、柴田町内に住所を有する小中学校及び高等学校の児童生徒が、スポーツ競技全国大会等に県代表として出場する際に、必要経費の一部を助成するものであるが、町外の学校においては制度が十分に浸透しているとは言えない状況にある。スポーツの振興に大いに寄与する制度であり、対象者がもれなく活用できるよう、さらに広く制度の周知活動を図っていただきたい。</p>	<p>過去に実績のある柴田高等学校、白石工業高等学校へ助成要項等を送付し、対象生徒への周知を依頼した。</p>	<p>教育総務課</p>

平成28年度定期監査（平成28年度教育関係施設：財務事務の執行及び財産の管理状況）

(4) 監査の結果の公表年月日 平成28年12月7日（柴監告示第11号）

(5) 措置通知があった年月日 平成29年10月6日

(6) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○施設の樹木等の維持管理について</p> <p>学校等の教育施設の樹木は大きく成長し、枝が敷地外に出ているものや、高木となり管理が困難になっているものが数多く見受けられる。平成28年度工事請負・委託等契約（上期）の随時監査でも指導したことであるが、樹木は一定の高さで芯止めを行い、必要最小限を残し伐採するよう検討されたい。なお、校木や記念樹等については、適切な管理を行い、育成に努めていただきたい。</p>	<p>槻木小学校では、県道沿いの樹木が、敷地外に出ているものがあり、樹木の伐採と剪定を実施した。その他の学校についても、支障となる樹木の伐採や剪定を実施した。今後も、樹木の生育状況を確認し実施していく。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>○体育館等の雨樋の清掃及び修繕について</p> <p>体育館や校舎等の雨樋には、落ち葉などによる詰まりや雨樋の破損等が見られ、雨水が適切に流れずにあふれ出ている状況のところもある。高所での作業となることから教育総務課で一括発注し、雨期前に清掃及び修繕を行い、今後の定期的な雨樋清掃についても検討していただきたい。</p>	<p>平成28年度には、柴田小学校と船迫中学校の体育館、槻木中学校校舎の雨樋修繕を実施した。今後も状況を確認し実施していく。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>○不登校児童生徒の対策について</p> <p>町内小中学校では不登校児童生徒が多い状態が続いている。背景には生徒個人の問題だけでなく、家庭の事情などもあり、学校だけでは解決困難な事例が生じている。家庭の経済状況や保護者に支援が必要な場合もあることから、ケースごとの分析を徹底して行い、不登校の解消に向け、関係各課との協力体制の構築を検討し、町全体の問題として捉えていただきたい。</p>	<p>不登校対策について、学校への通知のほか、校長会において協議・指導した。学校においては、対策組織の設置のほか、家庭訪問、児童生徒や保護者等との面談などを随時行っている。また、自立支援相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を配置し体制を強化するとともに、町関係部署や関係機関と連携し、児童生徒登校支援会議やケース会議など、多様で難しい問題が解決に向かうよう実施している。</p> <p>今後も町関係部署や関係機関との連携を強化し、児童生徒に寄り添いながら、よりきめ細やかな対応を行っていく。</p>	<p>教育総務課</p>

平成28年度定期監査（平成28年度社会教育施設：財務事務の執行及び財産の管理状況）

(1) 監査の結果の公表年月日 平成29年1月27日（柴監告示第2号）

(2) 措置通知があった年月日 平成29年10月6日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○各生涯学習センターともに開館から年数が経過し、床の傷みや壁の汚れなどが目につくようになってきている。特に、農村環境改善センターの農事研修室や船迫生涯学習センターの壁のクロスは劣化が著しく、利用頻度が高い場所であることから、早急に改善すべきであると考えます。</p>	<p>施設利用者が利用に不便をきたすような汚損、劣化の著しい箇所について、優先的に修繕を行うよう予算確保に努める。</p>	<p>生涯学習課 (槻木生涯学習センター、船迫生涯学習センター)</p>
<p>○しばたの郷土館では、町内神楽伝承保存のため、全12幕の神楽の演舞を収めたビデオテープをDVDに編集をした。支出科目としては役務費、若しくは委託料の性質であると思われるが、一個人にDVD作成を依頼し、作成謝礼として報償費で支出している。</p> <p>報償費により支出するものは、役務の提供等に対する純粋な謝礼等の報償的意味合いの強い経費であり、役務の提供等により受けた利益に対する代償を支出するものであり、成果品を納品する今回のような支出には馴染まないものである。</p> <p>予算措置をしていなかったとの理由から報償費として支出しているが、緊急性はなく、適切な支出科目で予算措置を行い支出すべきであった。報償費の拡大解釈により、不適切な支出をしないよう、今後、注意されたい。</p>	<p>今後、支出の際には、請負等の契約の必要性の有無を見極め「報償費」の適切な執行について検討し、適正な支出に努める。</p>	<p>生涯学習課 (しばたの郷土館)</p>